

## 現状

### ●データから

- ・専業主婦率全国1位 (40.5%) ・核家族率全国1位 (63.9%)
- ・男性の帰宅時間全国ワースト4 ・長時間労働 (週60時間以上) の男性雇用者の割合全国14位
- ・子育てに精神的不安感・負担感ある母親約50%
- ・児童虐待相談への対応件数<sup>⑨</sup> 県1,481件 市町村2,407件
- ・被虐待児は就学前児が半数 (県対応分のうち0～学齢前計48.5%)

### ●「現場」の声から

- ・子どもが4ヶ月までほとんど外出できない母親がいる ・子どもの発達段階などの知識がない母親が増えている
- ・スマホで情報は気軽に入手できるが、選択肢が増え、かえって不安に
- ・支援者は親子の性格、家庭状況、心身の状況など多岐にわたる理解が必要

## 課題

- ①母親の「孤育て」
- ②虐待の未然防止を含め早期の対応が必要
- ③市町村の虐待対応の割合が高い
- ④支援内容が多様化

## 取組方針

地域の身近な場所で、妊娠期から子どもの育ちを見据えた親子への支援・市町村が主体となり、切れ目なく支援できる体制の充実  
**子育て家庭への切れ目のないきめ細やかな支援へ**

## 取組・方向性

### 実施の目的と内容

### 現状・課題

### 今後の方向性 (県の役割)

#### 地域子育て支援拠点

根拠法令 児童福祉法  
 ~母親の不安感・負担感の軽減~

- ・親子の交流や育児相談を実施
- ・多様な主体の参画で地域の子育て力を向上
- ①親子の交流の場の提供と交流の促進
- ②子育て等に関する相談・援助の実施
- ③地域の子育て情報提供
- ④講習等の実施

- ・**設置市町村数 30市町村 81箇所**
- ・今まで少なかった、赤ちゃんや育児中の親が増加
- ・拠点事業の課題は多様化
- ・市町村ではスタッフに対するスキルアップ研修の機会が少ない

- ・現在の子育ての多様な課題に対応できるよう、スタッフに対する研修の実施や交流の機会の提供
- 【女性活躍推進課】

#### 子育て世代包括支援センター

根拠法令 母子保健法  
 ~妊娠期からの切れ目ない支援~

- 妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた切れ目のない支援を提供する体制を構築
- ①妊産婦・乳幼児等の実情把握 (母子健康手帳交付時の面接・家庭訪問等) ②相談・助言・指導③個別支援プラン策定 ④関係機関との連絡調整

- ・**設置市町村数 28市町村**
- ・R2年度末までに全市町村に設置
- ・総合支援拠点との連携
- ・センター機能の充実強化

- ・妊娠・出産包括支援推進会議を設置し、未設置町村への設置促進
- ・人材の資質向上、市町村への個別支援等、センターの機能強化
- ・地域の関係機関ネットワーク構築
- 【健康推進課】

#### 市町村子ども家庭総合支援拠点

根拠法令 児童福祉法  
 ~児童虐待対策~

- 子どもとその家庭、妊産婦等を対象に、実態把握や相談支援、ソーシャルワーク業務を実施
- ①実情把握、相談対応等②関係機関調整業務
  - ③要保護児童等への支援④一時保護又は措置解除後の児童等が安定した生活継続のための支援

- ・**設置市町村数 6市町村**
- ・設置が進んでいない
- ・小規模町村の実態と設置条件に乖離

- ・子育て世代包括支援センターと一体設置方法の検討
- ・小規模町村の実態に合わせた設置方法の検討
- ・設置促進のための研修会の実施
- 【こども家庭課】

# 市町村における子育て支援と母子保健の連携による「子育て家庭総合支援体制」イメージ図



妊娠期

出産



産後

子育て



〔低リスク〕

ポピュレーション  
アプローチ

- ・妊娠届出
- ・不妊相談

- ・妊婦健診
- ・両親教室

- ・産婦健診

- ・乳児家庭全戸訪問
- ・乳幼児健診 ・予防接種

産前・産後相談支援、産後の心身のケア  
～デイサービス・アウトリーチ・宿泊型～

保健センター

＜保健師等専門職＞

＜連携先＞



地域子育て支援拠点事業

- ・親子の交流の場
- ・子育ての相談
- ・子育て情報提供

＜拠点スタッフ＞

保育所・認定こども園等

- ・入所児童や  
地域の子育て支援

＜保育士＞

連携・相談

ポピュレーション支援・個別支援



子育て世代包括支援センター

- ・すべての妊産婦等を利用者目線に立ち継続的に把握し  
関係性構築。必要に応じ支援プラン作成と支援
- ・妊娠・出産・子育てに関する相談



〔 支援を要するケースの情報共有 〕

市町村子ども家庭総合支援拠点

＜子ども家庭相談員＞  
(社会福祉主事も可)

- ・要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援  
(危機判断対応、実態調査、アセスメント、支援計画作成、支援・指導)
- ・要対協やこども家庭相談センターとの調整機能

市町村要保護児童対策地域協議会

- ・責任をもって対応すべき支援機関を選定  
→ 主担当機関が中心となって支援方針・計画を作成
- ・支援の進行状況確認等を管理・評価 ・関係機関間の調整、協力要請等

主な構成機関



〔高リスク〕

個別支援